

試験に関する注意事項

- ① 試験時間割は各自の責任において確認すること。
- ② 履修登録していない科目の試験は受験できません。
- ③ 試験中は監督者の指示に従うこと。
- ④ 試験中は学生証を机の上に提示すること。

* 学生証を忘れた場合は、26号館1階ロビーの証明書発行機にて「仮学生証」（当日限り有効）を発行して受験すること。
- ⑤ 試験開始後30分以上遅刻した者は受験できません。
- ⑥ 試験室からの退室は試験開始から30分以上経過した後とします。

* 教員から別途指示があった場合はその指示に従うこと。

* 途中で棄権する場合でも、答案用紙に学籍番号・氏名を記入し提出すること。

不正行為等に関する注意

① **予め許可されたもの以外の持込は禁止です。**

すべて持込可の試験であっても、第三者と相談する、第三者の助力を受けるといった行為は不正行為となります。

② **試験室での情報端末（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等）の使用は、許可された場合を除き禁止です。時計としての使用もできません。試験前に必ず電源を切ること。**

不正行為が発覚した場合は、当該学期の評価をすべて無効とすることがあります。

*** 試験における不正行為とは・・・**

- ・ 代人受験（依頼した者・受験した者）
- ・ 答案交換および複製
- ・ カンニングをすること、カンニングを手助けすること
- ・ その他、公正を損なう様々な行為

追試験・再試験について

◆「追試験」とは・・・

急な病気、個人の責めに因らない事故、忌引き等、やむを得ない事情のため定期試験を欠席した学生が、試験実施日から **7日以内**に教務課へ申し出を行い、かつ、担当教員が許可した場合にのみ実施される試験です。

やむを得ず欠席する場合は、**原則として試験開始前までに欠席とその理由を教務課へ電話連絡する。追試験を願い出る場合には、受験が不可能であったことを客観的に証明する書類（試験を欠席した日付が確認できるもの）**を必ず添付し、速やかに申し出ること。

担当教員が追試験を許可した場合、個別に日程や方法等を通知します。

- ・試験時間の見間違い、寝坊、単なる遅刻などはやむを得ない事情とは認めない。
- ・体調不良による欠席の場合は、**病院の診察を受け、必ず医療機関発行の書類**（無料のもの）を提出すること。
- ・新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスに罹患した場合は、速やかに教務課に電話連絡の上、指示を受けること。

電話連絡先：工学部／048-585-6813 人間社会学部／048-585-6301

◆「再試験」とは・・・

定期試験の結果、不合格の判定を受けた学生のうち、担当教員が許可した者に対してのみ行われる試験です。筆記試験またはレポート課題のいずれかの方法で実施されます。

※再試験の受験を希望する場合、再試験受験科目の申請と、受験料（1科目につき3,000円）の支払いが必要です。

※不合格者全員を再試験の対象とするか、不合格者のうち、一定の基準を満たした者のみを再試験の対象とするかは、科目担当教員の判断となります。

※再試験を一切行わない科目もあります。